

平成 22 年度における入札制度の改正状況
～車座会議での意見を踏まえて～

議題 1 予定価格の公表時期について

項 目	改正前（平成 21 年度まで）	改正後（平成 22 年度から）
1 予定価格の公表時期	事前公表を原則とするが、平成 21 年 5 月から事後公表を試行していた。	事後公表を原則として実施する。
2 設計図書の入手方法	指定先での販売としていた。	公告に設計図書を添付し、ダウンロードができるようにする。また、販売も継続する。
3 事後公表とした場合の落札（開札）後の設計金額の公開	<p>① 平均額型最低制限価格を採用した入札案件 開札時に設計金額を公開し、市政情報コーナーで設計書のうち「本工事内訳書」のみを公開していた。</p> <p>② 固定額型最低制限価格を採用した入札案件 採用していない。</p>	<p>① 平均額型最低制限価格を採用した入札案件 従来のとおり。</p> <p>② 固定額型最低制限価格を採用した入札案件 ア 金入り設計書（本工事内訳書と内訳書）を入札公告サイトに掲示する。 イ 単価は共通単価表又は入札公告で事前に公開する。 ウ 市政情報コーナーでの公開内容は従来のとおりとする。</p>
4 公開後における設計金額の確認期間	確認期間なし。	固定額型最低制限価格を採用した入札案件は、概ね 4 日間の確認期間を設ける。（木曜日（入札書送付期限後）に設計書を公開し、翌火曜日に落札決定する。）
5 設計条件の明示	施工条件明示をしているものとそうでないものがあった。	施工条件明示書の添付を義務付ける。
6 市独自の単価や歩掛りの公開	非公開としていた。	固定額型最低制限価格を採用した入札案件に限り、次のとおり公開する。 ア 担当部局のホームページ等において、常時、単価表を公開する。 イ 前記アに該当しない単価及び市独自の歩掛りは、公告時に添付する設計書に記載する。

議題2 神奈川方式を参考とした最低制限価格の導入について

項目	改正前（平成21年度まで）	改正後（平成22年度から）
1 最低制限価格の方式	平均額型最低制限価格を採用していた。	市内事業者に限定した入札（工事・工事委託）は、従来の平均額型に加え、固定額型を採用する。固定額型は土木工事等の数量契約案件から順次採用し、1～2年で完全移行する予定。
2 設計違算に関する対応	庁内での取扱ルールがあったが公開していない。	「設計違算に関する事務取扱要綱」を制定し、違算が判明した時期ごとの取扱いを明確にし、ホームページ（入札の広場）で公開する。

議題3 入札参加資格にランク制導入について

項目	改正前（平成21年度まで）	改正後（平成22年度から）
1 ランク制	採用していない。	採用を見送る。
2 工事入札における過度な競争の緩和策	緊急経済対策により平均額型最低制限価格の算定方式を引き上げる方向で改正した。	固定額型最低制限価格を採用すると共に、通常期における平均額型の算定方式についても、入札書採用割合6割を8割に引き上げる。

議題4 工事成績条件付き入札について

項目	改正前（平成21年度まで）	改正後（平成22年度から）
1 工事成績条件付き入札	発注件数が比較的多い8業種について、総件数の7割の案件を目途に工事成績条件を付けていた。	従来の7割を7.5割にする。

議題5 その他の入札制度について

項目	改正前（平成21年度まで）	改正後（平成22年度から）
1 委託入札における過度な競争の緩和策	緊急経済対策により平均額型最低制限価格の算定方式を引き上げる方向で改正した。	<7月1日公告以降> 通常期における平均額型の算定方式について、調整率85%を90%に引き上げる。 また、落札率の低い2業種について、入札書採用割合6割を、7割又は8割に引き上げる。
2 質問回答の公開	質問者のみに回答していた。	質問者に回答したものを質問書提出期限の翌々日に入札公告サイトで公開する。